

鬼怒小貝漁業協同組合茨内共第4、5、6号第五種共同漁業権遊漁規則

(令和5年12月28日)

変更 令和6年9月27日

(目的)

第1条 この規則は、鬼怒小貝漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する茨内共第4、5、6号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな、うなぎ、もつご、うぐい、にごい、どじょう、なまず、あゆ及びおいかわをいう。ただし、茨内共第4号漁業権漁場は、こい、ふな、うなぎ、もつご、どじょう及びなまず、茨内共第6号漁業権漁場は、こい、ふな、うなぎ、もつご及びどじょうに限る。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、釣（手釣、竿釣をいい、リールを使用するものを含む。以下同じ。）、すくい網（たも網又はさで網等ですくい捕る網漁具をいう。以下同じ。）又は、徒手採捕による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して行わなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、釣、すくい網又は徒手採捕による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第4項又は第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
釣のうち引掛釣（ころがし）	釣針の大きさ 10号（2.5センチメートル）未満
投網	網の目合 1.2センチメートル以上
すくい網のうち	

たも網	直径50センチメートル以下
さで網	端口50センチメートル以下
竿釣	あゆを対象とする場合、竿の数は1本に限る。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象としてイ欄に掲げる漁具漁法により行う遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 期間
あゆ	竿釣	6月1日から12月31日まで
あゆ	投網	6月6日から12月31日まで
うぐい	瀬場（投網）	3月15日から5月25日まで

- 2 前項に定める組合の指示する魚種及び期間は、組合事務所に掲示する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、組合が放流した魚種については、放流の日から2週間以内で組合が定める期間及び区域内は遊漁をしてはならない。
- 4 組合は、放流した場合にはその都度、放流魚種、放流月日、遊漁禁止区域及び遊漁禁止期間を現場に公示するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種又は漁具漁法は、イ欄に掲げる区域内においては、それぞれウ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 魚種又は 漁具漁法	イ 区域	ウ 期間
全魚種	(1) 鬼怒川本流鎌庭堰魚道の全域	1月1日から12月31日
	(2) 下妻地先鎌庭堰上流端から50メートル及び下流200メートルの区域	9月15日から12月31日
	(3) 鬼怒川さけ建網特別採捕場上流100メートル及び下流200メートルの区域	9月15日から12月31日
引掛釣	下妻地先鎌庭堰下流300メートル地点から栃木県境までの鬼怒川	11月1日から翌年5月31日
毛針釣	鬼怒川、小貝川及びその支流	3月1日から5月31日まで
投 網	筑西市勤行川大橋上流端から高島橋上流端に至る区域	1月1日から12月31日まで
火光利用やす	常総市玉台橋から上流栃木県境までの鬼怒川	9月15日から11月30日まで

- 2 前項に定める組合の指示する区域及び期間は、組合事務所又は現場に表示するほか、組合のウェブサイト（広報紙）で公表するものとする。

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	15センチメートル
うなぎ	23センチメートル

(釣又はすくい網の遊漁料の額及び納付方法)

第7条 釣又はすくい網によって遊漁を行う場合の遊漁料の額は、第1表のとおりとする。

第1表 釣又はすくい網の遊漁料

魚 種	漁具・漁法	遊漁料 (円)	
		当日券	年間券
あゆ	竿釣 (竿の数は1本に限る)	1,300 [400]	6,000 [2,000]
	手釣、すくい網	1,300 [400]	6,000 [2,000]
あゆ以外の魚種	竿釣 (竿の数3本以内の場合)	600 [200]	6,000 [1,500]
	手釣、すくい網	600 [200]	6,000 [1,500]
備考 []内は、中学生及び肢体不自由者に適用する。ただし、本項の適用を受ける肢体不自由者にあつては、第2条の申請をする際に障害者手帳を提示しなければならない。			

- 前項の規定にかかわらず、未就学の幼児及び小学校児童に対する遊漁料並びに75歳以上の者に対するあゆ以外の魚種に係る遊漁料は、無料とする。
- 第1項に定める釣りに係る遊漁料(あゆ以外の魚種)のうち釣り竿にあつては、同一人が同時に4本以上の竿を使用するときは、4本目から1本につき200円の加算金を付加して徴収する。
- 遊漁料の納付は、第2表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、若しくは組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)によって、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200円の加算金を併納しなければならない。なお、オンラインシステムによって納付できる遊漁料の対象魚種は、あゆに限るものとする。

第2表 遊漁料徴収場所

あゆに関する遊漁料

事務所等名称	住 所
(1) 鬼怒小貝漁業協同組合事務所	筑西市女方 107-3
あゆ以外に関する遊漁料（雑魚券）	
末尾の別表のとおり	

- 5 第1項に定める遊漁料を納付した者は、あゆについては、第3表に掲げる漁場のうち組合が管理する茨内共第5号共同漁業権漁場の全部又は一部において、あゆ、やまめ、いわな以外の魚種については第3表に掲げる漁場の全部又は一部（ただし、さくらますについては茨内共第13号及び茨内共第15号を除く）において遊漁を行うことができる。
- 6 組合は、自己の管理する漁場において、他の地区の組合が交付した遊漁承認証を所持している遊漁者に対して、その者が竿数4本以上使用しているときには、第3項に規定する加算金を課する。
- 7 第1項の規定にかかわらず、組合が開設する特設漁場で遊漁をしようとするときは、組合が知事の承認を得て定めた特殊遊漁料を納付しなければならない。

第3表 遊漁を行うことのできる漁場

漁業権 番 号	漁 場
茨内共第2号	茨城県神栖市のうち高浜から太田に至る地先の利根川及び同市賀から太田に至る地先の常陸利根川 （詳細）次の基点第2号とアとを結んだ線より上流の神栖市地先の利根川及び常陸利根川の区域における茨城県水面 基点第2号 茨城県神栖市太田と同市矢田部との境が利根川左岸に接する点 ア 基点第2号から240度55分（真方位）の線と利根川右岸との交点
茨内共第3号	茨城県内の谷田川（牛久沼を含む。）、西谷田川及び稲荷川 （詳細）茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川（牛久沼を含む。）、西谷田川及び稲荷川の区域
茨内共第4号	茨城県内の小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流並びにそれらに連なる水路 （詳細）次の基点第4号とアとを結んだ線から上流栃木県境までの小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流の区域並びに福岡堰土地改良区、岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する水路の区域。ただし、茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川を除く。 なお、茨城県常総市上蛇町及びつくば市大字上郷字仕

	出地先の小貝川廃川は、本区域に含まない。 基点第 4 号 茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の小貝川左岸に設置された国土交通省キロ杭 0.00 ア 基点第 4 号から 292 度（真方位）の線と小貝川右岸との交点
茨内共第 5 号	茨城県内の鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流（詳細）次のアとイとを結んだ線から上流栃木県境までの鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流の区域 基点第 5 号 茨城県守谷市野木崎地先の鬼怒川左岸に設置された国土交通省キロ杭 96.0 ア 基点第 5 号から 212 度（真方位）距離 303 メートルの点 イ 基点第 5 号から 197 度（真方位）距離 213 メートルの点
茨内共第 6 号	茨城県内の飯沼川（菅生沼を含む。）、東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川 （詳細）飯沼川（菅生沼を含む。）の区域における茨城県水面並びに東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川の区域
茨内共第 9 号	茨城県内の新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）並びに旧小貝川の廃川 （詳細）茨城県稲敷市地先の新利根川河口（同市上須田地先の新利根河口水閘門）から上流の新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）の区域並びに旧小貝川の廃川の区域
茨内共第 10 号	茨城県内の小野川及び乙戸川並びにそれらの支流 （詳細）茨城県稲敷市地先の小野川河口（同市古渡地先の古渡橋下流端）から上流の小野川及び乙戸川その他の支流の区域
茨内共第 11 号	茨城県稲敷市六角、結佐及び西代地先の利根川 （詳細）次の基点第 15 号とイとを結ぶ線から下流の茨城県稲敷市地先の利根川の区域における茨城県水面 基点第 15 号 千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交点 イ 基点第 15 号から 352 度（真方位）の線と利根川左岸との交点
茨内共第 12 号	茨城県土浦市、つくば市、桜川市、筑西市地先の桜川及びその支流 （詳細）次の基点第 16 号と基点第 17 号とを結んだ線から上流の桜川及びその支流の区域並びにつくば市筑波土地改良区、つくば市松塚土地改良区、新治土地改良区及び桜

	川市土地改良区が管理する水路の区域 基点第 16 号 桜川河口（茨城県土浦市港町地先）左岸の国土交通省河川管理境界標識 基点第 17 号 桜川河口（茨城県土浦市河原町地先）右岸の国土交通省河川管理境界標識
茨内共第 13 号	茨城県内の那珂川及び緒川その他の那珂川の支流（涸沼川を除く。） （詳細）次の基点乙とアとを結んだ線から上流栃木県境までの那珂川及び緒川その他の支流の区域。ただし、基点第 10 号とイとを結んだ線から上流の涸沼川を除く。 基点乙 那珂湊漁港取付護岸に設置した標識 基点第 10 号 茨城県水戸市川又町の東端 ア 基点乙から 128 度（真方位）の線と対岸との交点 イ 基点第 10 号から 110 度（真方位）の線と対岸との交点
茨内共第 14 号	茨城県内の涸沼川（涸沼を含む。）及びその支流 （詳細）次の基点第 10 号とイとを結んだ線から上流の涸沼川（涸沼を含む。）及びその支流の区域 基点第 10 号 茨城県水戸市川又町の東端 イ 基点第 10 号から 110 度（真方位）の線と対岸との交点
茨内共第 15 号	茨城県内の久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに久慈川廃川並びに茂宮川及びその支流 （詳細）次の基点第 11 号と基点第 12 号とを結んだ線から上流福島県境までの久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに常陸太田市粟原地先の久慈川廃川の区域。ただし、竜神ダムより上流の竜神川を除く。 基点第 11 号 茨城県日立市留町地先の日立港南防波堤屈折部頂点 基点第 12 号 茨城県那珂郡東海村豊岡地先の久慈川導流堤突端
茨内共第 17 号	茨城県内の大北川及び花園川その他の大北川の支流並びにそれらに連なる水路 （詳細）次のアとイとを結んだ線から上流の大北川及び花園川その他の支流並びにそれらに連なる水路の区域。ただし、次の基点第 14 号の 1 から 191 度 48 分 36 秒（真方位）の線と基点第 14 号の 2 から 191 度 48 分 36 秒（真方位）の線との間の大北川の区域を除く。 基点第 14 号 茨城県北茨城市磯原町磯原地先の天妃山に設置された三等三角点

	基点第 14 号の 1 茨城県高萩市大字横川 1521 番地 4 に設置 した標柱 基点第 14 号の 2 茨城県高萩市大字横川 1534 番地 3 に設置 した標柱 ア 基点第 14 号から 285 度（真方位）49.7 メートルの点 イ 基点第 14 号から 267 度（真方位）57.0 メートルの点
--	--

（その他の場合の遊漁料の額及び納付方法）

第 8 条 釣又はすくい網以外の方法によって遊漁を行う場合の遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	遊漁料（円）	
		当日券	年間券
あゆ	投網	2,000[1,000]	10,000[5,000]
あゆ以外の魚種	投網	2,000[1,000]	10,000[5,000]
うぐい	投網	2,000[1,000]	10,000[5,000]
うなぎ	竹筒	1,000 [500]	6,000[3,000]
うなぎ	置針	1,000 [500]	5,000[2,500]
どじょう	釜	1,000 [500]	10,000[5,000]
うなぎ	たる	1,500 [750]	15,000[7,500]
なまず	置針	1,000 [500]	5,000[2,500]
備考 []内は、中学生及び肢体不自由者に適用する。ただし、本項の適用を受ける肢体不自由者にあつては、第 2 条の申請をする際に障害者手帳を提示しなければならない。			

2 遊漁料は、組合事務所に納付するものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第 9 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（第 7 条第 1 項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、第7条第4項又は前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム若しくは漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、大声、喚声、投石、水中のかくはん等漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示及び第7条に規定する遊漁料及び加算金の徴収を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

別表 遊漁料徴収場所

1 漁業協同組合事務所等	
事務所等名称	住 所
(1) 常陸川漁業協同組合事務所	神栖市日川 3744
(2) 牛久沼漁業協同組合事務所	牛久市南 6-6-3
(3) 鬼怒利根漁業協同組合事務所	常総市内守谷町 1863
(4) 小貝川漁業協同組合事務所	つくばみらい市東檜戸 240-1
(5) 関東漁業協同組合事務所	常総市水海道山田町 935
(6) 鬼怒小貝漁業協同組合事務所	筑西市女方 107-3

(7)	新利根漁業協同組合事務所	稲敷市江戸崎甲 4368-5
(8)	桜川漁業協同組合事務所	つくば市松塚 470
(9)	霞ヶ浦漁業協同組合事務所	行方市玉造甲 1560-6
(10)	那珂川第一漁業協同組合事務所	水戸市東大野 32-3
(11)	那珂川漁業協同組合事務所	東茨城郡城里町石塚 1684-1
(12)	大湫沼漁業協同組合事務所	東茨城郡茨城町下石崎 1652
(13)	久慈川漁業協同組合事務所	常陸大宮市塩原 2356-5
(14)	大北川漁業協同組合事務所	北茨城市磯原町豊田 406-1
(15)	茨城県内水面漁業協同組合連合会事務所	水戸市三の丸 1-1-33 (すいさん会館4階)
2 釣具店等		
	店名等	住 所
(1)	上州屋勝田店	ひたちなか市東石川 2762-3
(2)	上州屋日立店	日立市水木町 2-26-1
(3)	上州屋つくば店	つくば市松代 1-7-1
(4)	高橋売店	水戸市笠原町 978-5 (県庁舎1階)
(5)	上州屋北茨城店	北茨城市関南町神岡下字北浜田 333-1
(6)	ヤマザキショップハナカワうさみ	北茨城市華川町上小津田 82-1
(7)	セブンイレブン北茨城磯原1丁目店	北茨城市磯原町磯原 1-97
(8)	鮎の店山水	久慈郡大子町袋田測の上 3464
(9)	菊池釣具店	久慈郡大子町袋田 2078
(10)	芋の里	久慈郡大子町頃藤 515-1
(11)	つり道楽	久慈郡大子町池田 2676-8
(12)	セブンイレブン大子池田松沼店	久慈郡大子町池田 2815-1
(13)	セブンイレブン大子池田北店	久慈郡大子町池田 41
(14)	ヤマザキYショップ大子西金店	久慈郡大子町西金 118-3
(15)	菊池峯男様宅	久慈郡大子町川山 1015-2
(16)	横山仁様宅	久慈郡大子町下野宮 2310
(17)	本田万之介様宅	久慈郡大子町下野宮 2429-1
(18)	小林武夫様宅	久慈郡大子町下野宮 2423-2
(19)	大森正喜様宅	久慈郡大子町下野宮 3037
(20)	うめ吉	久慈郡大子町川山 69
(21)	丸信ドライブイン	常陸大宮市舟生 1003
(22)	つり具のむさし	常陸大宮市抽ヶ台町 904-13
(23)	大黒屋	常陸太田市東二町 2254-2
(24)	なかのや	常陸大宮市野田 1836
(25)	橋本屋	常陸大宮市野口 1437-1

(26)	小林釣具店	東茨城郡城里町石塚 1436
(27)	ホロルの湯売店	東茨城郡城里町下古内 1829-3
(28)	キャスティング水戸店	水戸市元吉田町 1322-1
(29)	ジャイアント水戸南店	水戸市元吉田町荒谷 1012-11
(30)	上州屋水戸店	水戸市笠原町 1250
(31)	西山釣具店	常総市水海道諏訪町 3014
(32)	上州屋キャンベル谷和原店	つくばみらい市絹の台 2 丁目 15-1
(33)	上州屋牛久店	牛久市上柏田 4-19-8
(34)	たまやボート	牛久市新地町 57
(35)	吉乃屋ボート	つくば市森の里 1095-6
(36)	一竿堂釣具店	取手市取手 2-11-9
(37)	共栄釣具店	土浦市荒川沖 161-14
(38)	増山釣具店	竜ヶ崎市若柴町 3054-1
(39)	我孫子屋釣具店	取手市藤代 2034-25
(40)	キャスティング土浦店	土浦市田中 2-12-6
(41)	つり将	利根町羽中 515
(42)	松屋	稲敷市上須田 2916
(43)	釣具のひらた	稲敷市江戸崎 3278-9
(44)	ワールドバスソサエティー	稲敷市美浦村舟子 33
(45)	久家通男様宅	土浦市今泉 1482
(46)	キャスティングつくば店	つくば市学園南 3-16-5
(47)	プロショップランカーズ	土浦市小松 1-15-3
(48)	松岡正幹様宅	稲敷郡阿見町若栗 1957-1